

第 6 章 計画の推進にあたって

(1) 計画の推進体制

本計画は介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の生活を支え、健康で生きがいのある生活を営んでもらえるよう、保健・福祉分野のみならず生涯学習、文化・スポーツ、住宅、都市基盤など、総合的な支援に取り組む方針を示しています。

そのため、計画の推進にあたっては、計画の円滑な実施に向けて、高齢介護課を中心に民生担当部局、保健医療担当部局、住宅担当部局、労働担当部局、教育担当部局、防災担当部局等の関係部局と連携して、問題意識の共有を図りながら施策・事業の推進と進捗管理等を行います。

さらに、全市的な観点から本計画の推進、進行管理や見直しなどを行うため、医療機関や社会福祉法人等の関係機関とのきめ細やかな連携を進めます。

(2) 介護保険事業等の進捗状況等の把握

介護保険制度を円滑に進めるため、計画の進行・進捗に関する情報を総合的にとりまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価などを推進していくことが求められます。

そこで、本市における介護保険サービスの利用者、サービス供給量、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況などの基礎的なデータの収集、市民ニーズ、利用者満足度等の質的情報の把握などを随時実施するとともに、事業全体の進行・進捗の把握・確認を行い、総合的な調整や新たな課題の検討、地域支援事業の達成状況の点検など、評価・分析等（P D C A）を実施します。

また、計画の進行・進捗に関する情報や検討・評価の結果等については、定期的に「交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」において報告を行います。

(3) 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成 29 年度（2017 年度）の介護保険法改正により、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取り組みを推進するための「保険者機能強化推進交付金」が交付されることとなり、また、令和 2 年度（2020 年度）から公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、「保険者機能強化推進交付金」等の評価結果も活用しつつ地域課題の分析を行い、改善につなげるなど、P D C A サイクルに基づき、管理していきます。そして「保険者機能強化推進交付金」等を着実に獲得し、介護予防や認知症対策などにおいて有効な活用に努めます。

